

郭義恭の『廣志』

——南北朝時代の驃國史料として——

杉 本 直 治 郎

一 この小篇の狙い

「驃國」の名およびその國について、たとい零細なる記録にもせよ、それらの見える唐以前の史料にして、その成立年代の知られる、もっとも古いものは、魏の著者未詳の『西南異方志』であり、これによって三國時代の「驃國」が、いかなる國であつたかを窺うことができる。それを引用している、晉の魏宏の『南中八郡志』は、『西南異方志』について古いものである。（これらについては、別の機會に、「『西南異方志』と『南中八郡志』——魏晉時代の驃國史料として——」において、わたくしの見解を詳論しておいた。）

史料としての成立年代は、『南中八郡志』と同じく晉代

でも、その中に見える記事が、『西南異方志』よりも古い、後漢時代に遡つて、わずかにもせよ、これに觸れているものに、晉の常璩の『華陽國志』がある。それが後漢時代に觸れているというのは、この時代、中國の極西南なる永昌郡下に、「僂越」の民のいたことを記しているが、これを他の機會に考證したごとく、「越の僂」と解することにより、その「本國なる僂」の國の存在したことを推測することができからである。

「僂」が「驃」と同じく、Pyuの對音であることに、問題はなからう。しかし後漢より以前、Pyuの存在したことは、後世の傳説以外、當時の文獻にはもちろん、當時を距ること遠からぬ時代のそれにも、これを見出すことはできないので、Pyuの存在したことの認められる、もっ

とも古い時代は、後漢であり、したがって、このことを記せる『華陽國志』は、そうした文獻としては、もっとも古いといわなければならない。

かくて後漢より三國を経て兩晉に至る、Pyu國の存在を認めることができたのであるが、さらに降って南北朝時代には、いかなる史料があるであろうか。

唐代になると、はじめて正史に驃國の傳が見えるが、魏晉と唐との間の南北朝時代に、驃國の存在したことを報ずる史料は、これまで知られなかったが、從來晉代のそれであると、誤り傳えられて來たものを、再検討することによって、それが南北朝時代のものであることを明らかにし、いささかにもせよ、これによってその闕を補いたいというのが、この小篇の狙いである。

二 『廣志』に見えたる剽國

晉代の『南中八郡志』以後、唐代の正史以前において、驃國に當る名の見えるのは、『後漢書』（卷一一六）西南夷傳、哀牢夷の條の、唐の李賢の注に引く『廣志』や、北宋の李昉らの『太平御覽』（卷九五六および九八一）など

に引く同書であって、それらには「剽國」の名が見えてゐる。

この「剽國」を、唐の道世の『法苑珠林』（卷三六）の通行本に引く『廣志』には、「濶國」に作っている。ところが、『大正新脩大藏經』（卷五三）事業部所收の『法苑珠林』を検すると、その底本となっている高麗本には、通行本のごとく、「濶國」となっているけれど、その他の宋本・元本・明本ならびに宮内廳圖書寮本など、いずれも「剽國」に作られているので、これに従うことにすれば、「剽」は、明の張自烈の『正字通』に、「剽」の俗字と見えるゆえ、「濶國」は「剽國」であり、しかして「剽國」が「剽國」である限り、上記の『後漢書』注や『太平御覽』に引くところの『廣志』の「剽國」と、少しも變らないことになろう。しかしてこの「剽」も、『華陽國志』の「標」や『西南異方志』・『南中八郡志』および唐の正史の「驃」のように、「票」を聲符とせる同音の字で、いずれもPyuの對音と見ることができよう。

もっともPyuについては問題がある。すなわちそれは、古くからPyuと呼んだので、そのいとおく綴るに至ったの

か、またはPruであったのが、Pruといく發音していたのか、あるいはPruが古かったのを、後世Piaとも書くに至ったのか、こうしたPruとPiaとの關係については、大いに議論があつて、未解決の問題であるので、別の場合に論じたいと思うが、ここでは「驃」とともに、「僂」および「剽」が、ともにPruにもっとも近い音を有するので、いずれもその對音と見なすことにおいては、異論のないことをいうだけに止めておこう。

しからば問題の『廣志』には、「剽國」について、いかなる記事が見出されるであらうか。

三 剽國の產物

(1) 桐華布 (檀華布) 平川紀一氏の、「ビルマ古代史について」(『工學院大學文化科學研究論叢』創刊號、東京、1962、頁一八二)の中に、

「後漢書南蠻西南夷傳の哀牢夷の條には、晉の郭義恭の『廣志』を注に引き、剽國は白桐木有_リ (藝文類聚卷八八・太平御覽卷九五、六並所引) という。」

と述べられているが、これはあまりに省略されすぎている

ので、もっと忠實に原文を引用すると、『後漢書』(卷一六)の唐の李賢注に引く『廣志』には、

「剽國有_二桐木_一。其華有_二白蠶_一。取_二其蠶_一淹漬。緝織以爲_レ布也。」

と見え、『太平御覽』(卷九五、六)所引の『廣志』には、李賢注の「桐木」を「白桐木」とし、「其華有_二白蠶_一」を「其葉有_二白蠶_一」に作り、「淹漬。緝織以爲_レ布也」を「淹漬緝績。織以爲_レ布」に作っている。

唐の歐陽詢らの『藝文類聚』(卷八八)通行本に引く『廣志』には、「剽國」を「異國」とし、「白桐木」の「桐」を脱して「白木」とし、「白蠶」を「白毛」とし、「緝績」を「滑績」としているなど、誤脱が目立つ。ところが一九五九年に、上海圖書館發行の宋の紹興本の景印では、かえって通行本の誤脱のうえに、さらに「白蠶」が「自蠶」となっており、「淹漬」が「淹清」となっているなど、この種のものでは、宋板かならずしもテキストの校合に役立つとはいえないものもあるに氣付くのである。されど「其葉」以下の文が、『太平御覽』のそれに近似しているのは、『太平御覽』が、他にもその例が見出されるごとく、『藝文類

聚』から採ったものと考えられ、したがって誤脱のそれほどでなかった『藝文類聚』の原本には、通行本のみならず、景宋本にも「異國」と見えるのが、「剽國」とあったに相違なからう。

また諸書に引かれた『廣志』の佚文を集めて、原本のごとく二卷となした、清の馬國翰の『玉函山房輯佚書』（卷七四）所收の『廣志』（卷下）には、上記の佚文を『太平御覽』（卷九五六）から引き、さらに「後漢書西南夷傳注訛爲_二尉國_一」とて、「剽」を「尉」に誤っているように見えるが、今日通行本の『後漢書』西南夷傳注には、上記のごとく「剽國」と正されているのである。

かように多少の異同出入は、傳寫を重ねているうちに、おのずと生じたものと見なければならぬが、その中で、とくにはなほだしい相違は、織って布となす白氍が、「華」にありというのと、「葉」にありというのととの差である。これは文字の似ているところから起った、よくあることであるとは思われるが、この場合、そのいずれが正しいかを、確かめておかなければならない。

晉の常璩の『華陽國志』（卷四）の永昌郡の産物を記し

ているうちに、剽國のそれと同じ織物について、つぎのごとく説いている條がある。

「有_二梧桐木_一。其華柔如_レ絲。民績以爲_レ布。幅廣五尺以還。潔白不_レ受_レ汚。俗名曰_二桐華布_一。以覆_二亡人_一。然後服_レ之。及賣與_レ人。」

これによれば、白氍があるのは、「葉」ではなくて、「華」でなければならない。これ「桐華布」の名あるゆえんである。『後漢書』の哀牢夷の條の注には、物産の中に、「俗名曰_二桐華布_一」という一句は省かれていたが、その他は、『華陽國志』の文と同様なので、後に出た『後漢書』の注は、前に存したこれから引いたものと思われる。

「葉」は誤りで、「華」の正しい旁證は、他にも擧げることが出来る。晉の左思の蜀都賦には、「布有_二檀華_一」とあるのに對し、同時代の劉逵は、「檀華者。樹名檀。其花柔羃。可_二績爲_レ布_一。出_二永昌_一」といっている（李善注『文選』卷四）。「桐華布」は、すなわち「檀華布」にはかならないがごとき、これである。「桐」と「檀」とは、異字ではあるが、同音であるところから、相通用したものとされる。

清の廖寅が、南宋の李奎本に基づき、『華陽國志』を校刊するや、この『文選』注によって、『華陽國志』に見える「梧桐木」の「梧」を「當衍」とし、「桐」を「當作」^レ「檀」とて、前記蜀都賦の「檀華」を引き、「李奎依^レ後漢書誤改耳」といつている。なるほど劉宋の范曄の『後漢書』（卷一一六）西南夷傳、哀牢夷の條には、「有^二梧桐木華^一。績以爲^二布。幅廣五尺。潔白不^レ受^二垢汙^一。先以覆^二亡人^一。然後服^レ之」とて、「梧桐木」に作っているが、これはこれより先きに出た『華陽國志』によつたものと思われるので、李奎が『華陽國志』を校刊するに當つて、その校勘に『後漢書』を用いたことは認められるとしても、廖寅のいうがごとく、はたして李奎が、「依^レ後漢書誤改耳」と斷じうるかどうかは、李奎の用いた『華陽國志』底本に、「梧桐木」が、ただ「桐木」となっていたか、いまそれを檢することはできないので、「梧」は「當衍」と確言できないとしても、『後漢書』の本文でなく、その李賢注に引く『廣志』に、ただ「桐木」とあるのを見れば、この場合「梧桐木」は、「桐木」というのが正しいようであり、しかしてその「桐木」が、「檀木」であることも首肯

されるが、「桐」は「檀」と同音で通用される限り、かならずしもこれを「當作^レ檀」と、窮屈に考えなくてもよいかもしれない。

これらの「桐華布」または「檀華布」の原料を供給する「桐」もしくは「檀」は、いかなる木であろうか。それはすでに知られているごとく、*Bombacaceae* 科の *Bombax* 屬の木で、それには五十種ばかりもあるというが、主としてその花の毛が織物に用いられているのは、*Bombax malabaricum* (*B. ceiba*) であるので、「桐華布」または「檀華布」というのは、この花毛を績いで織られたものに違いない。

剌國の產物として、永昌地方に見られた、*Bombax* の一種の花毛で織られた織物（桐華布または檀華布）のあったことを、『後漢書』の李賢注に引く『廣志』によって知りえたが、『太平御覽』（卷九八一および九八二）の香部ならびにその他に引く『廣志』によって、剌國には、いろいろの香の產出したことが報ぜられている。

(3) 雞舌香 『太平御覽』（卷九八一）には、
「廣志曰。雞舌出^二南海中及剌國^一。蔓生^レ實。熟貫^レ之。」

と載せている。「剽國」とともに、雞舌香が「南海中」に出るというのは、『太平御覽』の同じ個處に、吳の康泰の『吳時外國傳』を引いて、

「吳時外國傳曰。五馬州出雞舌香。」

という、その五馬州を指したのであろう。五馬は、Gambodi の下略對音で、「南海中」なるモルッカスの土人が、雞舌香すなわち丁子香（丁香）を呼ぶ稱にほかならないので、五馬州は、雞舌香の島という意であると思われるからである。

こうした南海の香料諸島とともに、剽國にも、また雞舌香が産したというのである。

(3) 艾納香 『太平御覽』（卷九八二）には、

「廣志曰。艾納出剽國。」

と見える。この「艾納香」（の木は *Blumea balsanifera*）が、剽國に出ることは、唐の道世の『法苑珠林』（卷三六）華香篇所引の『廣志』など、唐代のものに同様に見えているので、『太平御覽』は、おそらくこれらによったものである。しかるに北宋の劉翰・馬志らの『開寶本草』に、「艾出剽國」という「艾」は、それが剽國に出るという

限り、かならずやこの「艾納香」の略稱であらうし、また同じ『開寶本草』に、「廣志曰。艾納香出西國」とある「西國」は、それが艾納香の產地である以上、おそらくは「剽國」の「剽」の左偏の「西」のみを取った省略形と見るべきでなからうか。

艾納香が、いかなる香であるか。香料史にもっとも造詣深い山田憲太郎博士に、これについてお尋ねしたところ、詳細な報告を辱うすることができて、感謝に堪えないところであるが、ここにこれを紹介するためには、紙幅の足りないことを遺憾とする。

(4) 兜納香 この香もまた『廣志』に剽國に生ずると傳えられているものである。唐の李珣の『海藥本草』を引いている、明の李時珍の『本草綱目』（卷一四）に、「兜納香出西海剽國諸山」とて、剽國とともに擧げている西海は、『魏略』にこの香が、大秦國に出づとあるのによったもので、『廣志』には剽國が、兜納香の產地として擧げられていたわけである。ただしこの兜納香がいかなる香であるかは、山田博士もいまだ詳らかにしないとのことである。

以上、『後漢書』注、『法苑珠林』ならびに『太平御覽』

などに引かれている、剽國に關する『廣志』の記事によつて、『廣志』の著わされた時代に、「剽國」の存在したと、しかしてその「剽」が、「驃國」「僂國」の「驃」「僂」とともに、「票」を聲符とせる同音の字で、いずれも Pyu の對音と考えられること、およびこの國の產物について、當時中國人の關心をもっていたものが、桐華布または檀華布のごとき織物類や、雞舌香・艾納香・兜納香などのごとき香類であつたことを知りうるのである。

(5) 珂珠貝 『太平御覽』(卷三五九)に、「廣志曰。剽刃國出三桐華布・珂珠貝・艾香・雞舌香」と見える「剽刃國」は、「剽國」と同じく、「桐華布」「艾香」(すなわち「艾納香」)「雞舌香」を產出するので、あるいは「剽刃國」の「刃」は衍字で、それは「剽國」であるように思われる。もしもそうだとすると、この國は、貝類なる「珂珠貝」を產出したことになる。

そこでこの『廣志』が、いつの時代のものであるかを明らかにしなければならない。

四 『廣志』の撰者とその撰著年代

『廣志』の撰者が、郭義恭であることは、『隋書』(卷三四)經籍志に、すでに著録されているところであり、かつ諸書に引くところ、いずれも『郭義恭廣志』と見えてるので、撰者については、ほとんど疑いはない。されど清の姚振宗の『隋書經籍志考證』(卷三〇)に、「郭義恭始末未詳」といい、同じく文廷式の『補晉書藝文志』(卷五)に、「不詳義恭何時人」といつているごとく、郭義恭が、いかなる經歷の人であるかはもちろん、いつの時代の人であるかさえ、いまだ明らかでなく、したがってこの書の成つたのが、どの時代であるかも、詳らかでない有様である。

かくて P. Pelliot は、“Deux itinéraires de Chine en Inde à la fin du VIII^e siècle” (BEFEO, Hanoi, 1904, t. IV, p. 172) のうちに、「郭義恭が、いつの時代の人であるかは、知られないが、かれの『廣志』が、たしかに唐の時代以前のものであるといえるのは、すでにそれが、『隋書』經籍志に著録されているからである」と述べている。

かように郭義恭の『廣志』は、『隋書』經籍志に著録さ

れているので、唐以前に成ったものであり、したがって隋を下限とし、それ以前のものであることは、もとのことである。けれどもそれ以前、どこまで遡りうるか、その上限は、Pelliot の博學をもつてしても、知られなかったと見える。

(1) 晉代説とその批判

しかるに中國では、明清時代に、すでに郭義恭をもつて、もっぱら晉の人と見なし、したがって『廣志』の成つたのを、晉代のことと見なして來た。明にては、陶宗儀の『説郛』（弓六一）のごときが、これであり、清になつては、

馬國翰の『玉函山房輯佚書』（卷七四）をはじめ、丁國鈞の『補晉書藝文志』（卷三）、秦榮光の『補晉書藝文志』（卷三）、吳士鑑の『補晉書經籍志』（卷三）、黃逢元の

『補晉書藝文志』（卷三）など、いずれも既定の事實のごとく、郭義恭を晉人と見なして來た。そこでかれが晉人であることに、疑問を感じた文廷式も、なおかつ「今姑存其目」とて、かれの『補晉書藝文志』（卷五）の中に、郭義恭の『廣志』を收録しているほどである。されば平川氏が、前掲のごとく、「晉の郭義恭の廣志」と記されている

のも、ただこの通説に従われたまでであらう。

では通説にて、郭義恭を晉人と見なしたのは、いかなる根據があるであらうか。それは詳らかであるとはいえないにしても、すでに晉人という以上は、何らかそこに據りどころがあったに違いない。強いてこれを求めるとしたら、(a)『廣志』が『隋書』經籍志の中に著録されているところの、序次の先後からと、(b)『廣志』佚文の内容の検討からとの、これら二點よりほかには、現實にこれを見出すことができないであらう。

(a)まず『廣志』の著録されている『隋書』經籍志について、この經籍志が、隋一代のそれではなく、隋以前の經籍志でもあることは、『隋書』經籍志そのものの成立を考えるなら、判然とするはずである。

いうまでもなく『隋書』經籍志は、今日一般に、唐の魏徵らの『隋書』の中の經籍志のごとく見なされているけれど、魏徵らによって、貞觀十年正月、太宗に上進された『隋書』は、ただ五帝紀・五十列傳から成つただけのもので、それには十志が含まれておらず、したがってその中に、經籍志はなかった。この經籍志は、于志寧・李淳風・

韋安仁・李延壽らが、貞觀十五（六四一）年に撰し、太宗崩後、顯慶元（六五六）年五月に、長孫無忌の名において、高宗に上進された、『五代史志』十志の中の一志であった。かように『五代史志』は、『隋書』と、その成立を異にしたので、最初は別別に行われていたのであるが、後になって兩者が併され、現行のごとき形をとるに至ったものである。

しかれば、ここにいる「五代」とは、何を指すのであるかというに、梁・陳・齊・周および隋の五代で、唐の後の後梁・後唐・後晉・後漢・後周の五代に對して、これを前の五代と稱する。それゆえ『隋書』經籍志といつても、隋一代のそれを意味するものでなく、前五代の時代に存在した經籍を著録したものといわなければならない。したがってこれに著録されているものは、Pelliotのいうがごとく、唐以前にあったものに相違ないが、精しくいえば、梁・陳・齊・周および隋の前五代に成つたものと、前五代以前、すなわち南朝の梁以前、北朝の齊以前に成つて、當時に存在したものゝが、收録されているものと考へべきである。

問題の『廣志』二卷は、この經籍志の子部、雜家類の中

にて、晉の張華の『博物志』十卷、『張公雜記』一卷、『雜記』十一卷のすぐつぎに擧げられ、しかして郭義恭が、何朝の人であるかを記していないので、あるいはその前の張華と同じく、晉人と見なされたのかもしれない。『廣志』のつぎには、『部略』十五卷、『博覽』十三卷を擧げて撰者を示さず、そのつぎの『諫林』五卷には、南朝の齊の何望之撰としてゐるので、その前の郭義恭を晉人と見なしたとしても、この點からは、矛盾を感じないで済みそうである。

『五代史志』經籍志の後に出了、後晉の劉昫・張昭遠らの『舊唐書』（卷四七）經籍志には、『廣志』が著録されておらず、北宋の歐陽脩・宋祁らの『新唐書』（卷五九）藝文志に至つて、丙部、子類、雜家類の中に、この『廣志』二卷が見える。そこにはこれが、晉の張華の『張公雜記』一卷の後に、晉の崔豹の『古今注』三卷の前に挿まれているので、郭義恭を晉の人と見なすには、一そう都合がよさそうに思われよう。

以上は『廣志』が『隋書』經籍志、すなわち『五代史志』經籍志、ならびに『新唐書』藝文志に著録された、その先

後の序次から、晉代に成ったように思われるというまでにすぎない。もしこのような據りどころから、郭義恭を晉人であるとの説が起ったのであるというなら、とうてい成立すべくもないであろう。

というのは、經籍志および藝文志に著録されている序次は、かならずしも年代順になっていないので、ただその先後を見ただけにて、『廣志』の成った年代、したがって郭義恭の生存年代を決定することができないからである。すなわち、『隋書』經籍志では、晉の張華の『博物志』十卷の前に、その後に擧げらるべきは梁の元帝の『金樓子』二十卷があったり、齊の何望之の『諫林』五卷の後に、その前に成った劉宋の范泰の『古今善言』三十卷があったりするごとく、また『新唐書』藝文志においても、『隋書』經籍志の場合と同様、晉の張華の書の前に、後に出了劉宋の范泰のものがあつたりするように、著錄の順序は、かならずしもその書の成立年代順でもなければ、撰者の生存時代順でもないのである。その排列には、一定の標準を見出しがたい。

かようなわけで、『廣志』が、『隋書』經籍志の中に著

録されている、その序次の先後からでは、その書が晉代に成ったものであるとも、またその撰者郭義恭が、晉の人であるとも、斷じえないとすれば、晉代説は、一たい何に基づいたものであろうか。

(b) 著錄の序次に、晉代説の據りどころが見出せないとなると、つぎには『廣志』佚文の内容を検討することにより、その根據を發見するよりほかないであろう。

清の文廷式の『補晉書藝文志』(卷五)に、郭義恭の『廣志』二卷を擧げて、「按類聚・書鈔・文選注諸書。稱引至多。皆晉以前事」といっているごとく、唐の歐陽詢らの『藝文類聚』、虞世南の『北堂書鈔』、李善の『文選注』などに見える、『廣志』の佚文をはじめ、その他『玉函山房輯佚書』(卷七四)所收の『廣志』に收載された、その他の書に引かれてゐる、それらの佚文を検すると、その内容は、いずれも晉以前のことを記しているようである。

はたしてそうであるとすると、その書を著わしたものは、少くとも晉代に生存した人で、それ以前の事を書いたものであろう、と考えられないことはない。これ晉代説の起ったゆえんであると、考えられないこともないかもしれ

ない。

ところがこれについて、注意すべき『廣志』の佚文が、後魏の酈道元の『水經注』（卷一五）ならびに北宋の李昉らの『太平御覽』（卷九八四）に見える。すなわち、

「廣志曰。鮠魚聲如二小兒。有二四足。形如二鱧。可二以治手（御覽）。出二伊水二也。司馬遷謂二之人魚二。故其（無此句）。」

著史記曰。始皇帝之葬也。以二人魚之膏二爲二其燭二也。徐廣曰。人魚似鮠而四足。即鮠魚也。」

とあるもの、これである。この「徐廣曰」に繋るのが、「人魚似鮠而四足」までであることは、前漢の司馬遷の『史記』（卷六）秦始皇本紀に、始皇帝を酈山に葬ったとき、「以二人魚膏二爲二燭二」とある「人魚」に注して、劉宋の裴駰の『史記集解』には、「徐廣曰。人魚似鮠四足」と見えているからで、そのつぎの「即鮠魚也」は、徐廣を引いた『廣志』の撰者郭義恭の説明文と見るべきであろう。

郭義恭の『廣志』に、徐廣の書を引いている限り、『廣志』が徐廣の書より後に出来たことは、疑うべくもない。したがって徐廣の書が、いつ成ったものであるかを明らかにすれば、『廣志』撰著年代の上限を知ることになり、こ

れによって、『廣志』が晉代に成ったと見なしうるかどうか、判然とすることとなる。そこで『廣志』佚文の内容の検討から、『廣志』を晉代に成ったものと見なす説が、是であるか否であるかの最後の決定は、つぎに試みんとする徐廣の『史記音義』の撰著年代の究明に待たなければならぬことになる。

(2) 『廣志』撰著年代の上限と、徐廣『史記音義』

徐廣の書は、劉宋の裴駰の『史記集解』の序に、「徐廣研二核衆本二。爲作二音義二。」と記している、『史記』の『音義』で、それは『隋書』（卷三三）『經籍志』に、『史記音義』十二卷。宋中散大夫徐野民撰」と著録しているもの、これである。『隋書』『經籍志』に、徐廣を徐野民と呼んでいるわけは、廣の名が、隋の煬帝の諱であるところから、それを避けて、字の野民を用いたまでのことであろう。

徐廣の『史記音義』は、『舊唐書』（卷四六）『經籍志』には、「史記音義十三卷。徐廣撰」とし、『新唐書』（卷五八）『藝文志』には、「徐廣史記音義十三卷」に作り、『隋書』の徐野民を徐廣に改め、『隋書』の十二卷を十三卷としている。徐野民を徐廣としたのは、唐代では、もはや隋諱を

避ける必要がなかったからであろうが、十二卷を十三卷としたのは、いかなる理由であるか、いまだ詳らかでない。

が、唐代にては十三卷と認められていたと見え、兩唐志のほか、司馬貞の『史記索隱』序にも、張守節の『史記正義』にも、ともに十三卷としている。ただ『史記索隱』後序には、『徐廣作音義一十卷』と見えているが、宋代になると、鄭樵の『通志』（卷六五）には、『隋書』經籍志によって、『史記音義』を十二卷としているのがあるとともに、王堯臣らの『崇文總目』（卷二）のごときは、これを九卷に作っている。かようなわけで、「未知孰是」と、清の謝啓昆の『小學考』にも、いつているわけである。わたくしの考えでは、もしこの當時、『史記音義』が、徐廣の著わした單行本の形で現存していたのであったなら、かくのごとく卷數が區區に傳えられているはずはなさそうに思われるが、そうでないのは、裴駰の『史記集解』が成るや、徐廣の『史記音義』が、『史記』の各篇の相當箇處に、注として散入されたがため、廣く一般に行われた半面、單行本の形で傳わらなかったからこそ、もとの卷數が判然とせず、そのため區區の説が生じたのでなからう

か、と思われる。

徐廣の『史記音義』は、かくのごとく『史記』の注であるがゆえに、また『史記注』とも稱せられた。文廷式の『補晉書藝文志』（卷五）の郭義恭の『廣志』の條に、『廣志』に引く「徐廣」を、『徐廣史記注』と解しているのは、このためであろうと思われる。『徐廣史記音義』のほかに、別に『徐廣史記注』というがごときものがあつたとは、いまだ考えることができない。

ここに重要なことは、郭義恭の『廣志』に、徐廣の『史記音義』を引いていることである。そうである限り、『史記音義』は、『廣志』より以前に成つたものに相違なく、したがって徐廣は、郭義恭よりは以前の人か、少くとも同時代の先輩であつたに違いないこととなる。ここにおいて郭義恭の生存年代が、隋を下限として、その上限をいつに求むべきか、また『廣志』の成つたのが、どの時代であつたか、それらを知るために、徐廣が、いつの人であり、『史記音義』が、どの時代に成つたかを明らかにする必要が生じる。

徐廣の『史記音義』が、いつ成つたかについて、比較的古

くこれを見ているものは、晉代だといひ、比較的新しくこれを踏んでいるものは、宋代だといひ。晉代と見ているものには、唐の司馬貞の『史記索隱』の序がある。それによれば、「逮_レ至_二晉末_一。有_二中散大夫東莞徐廣_一。始考_二異同_一。作_二音義十三卷_一」とて、『史記音義』の成つたのを、晉代、とくに「晉末」と見なしている。これを劉宋のとき成つたと見なしているものには、既述のごとく、「史記音義十二卷。宋中散大夫徐野民撰」とせる、『隋書』經籍志がある。これと同様に、『史記索隱』の後序にも、「宋中散大夫徐廣作_二音義二十卷_一」としている。したがって『史記音義』の成つたのを劉宋と見なして、清の聶崇岐の『補宋書藝文志』には、これを収めているゆえんである。

そこで『史記音義』の成つたのは、晉代と宋代と、いずれと見るのが正しいであろうか。それには徐廣の傳を調べてみる必要がある。徐廣の傳は、唐の房玄齡らの『晉書』（卷八二）に見えるので、この點からいうと、かれは晉人と稱してもよさそうである。ところがかれの傳は、また梁の沈約の『宋書』（卷五五）にも載っている。それゆえかれは、また宋人であるともいえるであろう。ということ

は、かれが晉末から宋初へかけて、生存していたということである。

かれの生存年代が、晉・宋兩代に跨つていたことは、かれが「元嘉二年卒。時年七十四」と『宋書』にあるので、東晉の穆帝の永和八（三五二）年から、劉宋の文帝の元嘉二（四二五）年までの七十四年間に及んでいることで、明らかである。しかして晉が亡んで、宋が起つたのは、永初元（四二〇）年のことであるから、かれは七十四年の生涯中、大部分を晉の時代に送り、晩年だけを宋の時代に生きながらえていたといえる。

晉宋兩代にわたり生存していたかれは、兩朝に仕えたので、兩朝の列傳に傳えられているわけである。『晉書』徐廣傳によれば、かれは晉の秘書監にまでなつたので、「吾乃晉室遺民也」と思つていたように傳えられているが、『宋書』のそれには、宋が興るや、永初元（四二〇）年、武帝は詔して、かれを中散大夫に擧げていたのである。これ『隋書』經籍志および『史記索隱』後序などに、「宋中散大夫徐廣」と見えるゆえんでなければならぬ。それゆえ『史記索隱』序に、「逮_レ至_二晉末_一。有_二中散大夫東莞徐廣_一」

といっているのは、誤りというべきであらう。なぜなら、徐廣が中散大夫となつたのは、晉末ではなく、劉宋になつて後のことだから。

かれが義熙十二（四一六）年に、『晉紀』四十六卷を撰して、これを東晉の安帝に上つてゐることは、『晉書』『宋書』の兩本傳に見えてゐるのに、『史記音義』（もしくは『史記注』）を作つたことが、兩傳のどこにも載せられていないのは、書き漏らされてゐるのでない限り、どの朝廷にも、これを上らなかつたためと見るべきであらう。

すでに徐廣が中散大夫となつたのは、晉末ではなく宋になつてからであり、しかし『隋書』經籍志や『史記索隱』後序などに、いずれも『史記音義』をもつて、宋の中散大夫徐廣の撰としてゐるばかりでなく、かれと同時代の後輩なる裴駟が、その『史記集解』の序に、「故中散大夫東莞徐廣。研核衆本。爲作音義」云云といつてゐるので、徐廣の『史記音義』は、たとい晉末から着手されていたにせよ、宋の中散大夫徐廣の撰である限り、その成つたのは、晉代ではなくて、宋に入つてからのことであると見なすべきであらう。

かように徐廣の『史記音義』が、宋に至つて成つたものとすれば、それを引いてゐる郭義恭の『廣志』は、とうてい晉代に成つたものといふことはできないであらう。これわたくしが、陶宗儀・馬國翰をはじめ、丁國鈞・秦榮光・吳士鑑・黃逢元らが、いずれも既定の事實のごとく、郭義恭を晉人と見なし、その『廣志』の成つたのを晉代と見なしている通説に、従ふことができないゆゑである。

かくて郭義恭が、晉の人でないとなれば、一體、いつの人であり、またその『廣志』が、晉の時代に成つたものではない以上、いつ成つたのであらうか。

『廣志』の成つた上限は、それが徐廣の『史記音義』の成つた劉宋を遡ることはできない。しかして『史記音義』の成つたのは、徐廣が、宋の中散大夫であつたときのこと、それが武帝の永初元（四二〇）年から、文帝の元嘉二（四二五）年までの間であつた以上、大體からいって、四二〇年代と考えてよからう。そうすると『廣志』の成つた上限は、四二〇年代ということになる。しからば『廣志』の成つた下限は、唐以前において、いつであるといえるであらうか。

(3) 『廣志』撰著年代の下限と、酈道元

『水經注』および劉孝標『世說注』

『廣志』の成った下限は、それが『隋書』經籍志に見えているところから、七世紀初葉の隋代と見なされて來た。

もしそうだとすると、上限の五世紀前半と、下限の七世紀初葉との間には、二世紀近くも隔たりがあることになる。

それではあまり隔たりすぎるので、もっとこれを縮めることができないであろうか。それには『隋書』經籍志以前において、『廣志』を引用している書のうちで、成立年代のもっとも古いものに、いかなるものがあるかを、検討する必要がある。というのは、『廣志』が、それに引用されている、そのもっとも古い書よりも、さらに古いということになり、その年代が、『廣志』成立年代の下限となるからである。

そこで『玉函山房輯佚書』所收の『廣志』について、引用書のもっとも古いものを検索するに、少くともその一つとして、開卷劈頭に引いている、後魏の酈道元の『水經注』が目につくであろう。後魏といえは、北朝の最初の王朝で、『廣志』の成った上限なる、南朝の最初の王朝である。

劉宋と同時代か、少くともそれよりあまり距らないであろうと考えられるからである。

登國三(三八六)年より興った後魏は、永熙三(五三四)年に亡んだのに對し、永初元(四二〇)年に晉に代つて立つた宋は、昇明三(四七九)年に齊の代となつた。それゆえ後魏は、宋が亡んで後、なお五十五年も續いているので、その間に南朝では、齊(四七九―五〇一)を経て、梁(五〇二―五五五)の時代となっている。されば『水經注』の成つたのが、北朝の後魏の時代であるとしても、これを南朝にすると、宋より齊を経て、梁にまで及んでいるので、『廣志』成立の下限を求めるためには、『水經注』が、後魏の時代の、いつ成つたのであるか。これを南朝にすると、宋・齊および梁の、いずれの時代に當るか。これを明らかにするを要する。

『水經注』の成つた年代について、平川氏は、「水經注は、南北朝時代の宋(四二〇―四七九)の時の編纂といわれ、別の佚文に、文帝の元嘉二十三(四四六)年に檀和之が林邑を破つた記事のあるところから、それ以後の撰述と考えられている」(前掲論叢、頁一七九)と述べられている。

る。もしもそうだとすると、『廣志』の成った下限は、大體、五世紀後半の宋代であるということになり、しかしてその上限は、四二〇年代であるので、『廣志』の成ったのは、五世紀の宋代ということになる。

しかしながら、『水經注』が、「南北朝時代の宋の編纂」であるというのは、何に據られたのであろうか。『水經注』の著者酈道元の傳は、『魏書』（卷八九）および『北史』（卷二七）にあるも、これらには、その生卒年を載せていない。が、『魏書』の本傳に、かれが「遂爲^二（蕭）實食所害。死^三於陰盤驛亭」と見えるので、同書（卷五九）蕭實食傳を検すると、後魏の孝明帝の孝昌三（五二七）年十月に、酈道元が、蕭實食のために殺されているから、『水經注』が、五世紀の宋代に成ったとしては、少し廻りすぎはしないか。

R. C. Majumdar の著「Chouei King Tchou composed in 527 A. D.」(*Ancient Indian Colonies in the Far East*. Vol. I. *Champa*. Lahore, 1927, p. 19) としているが、五二七年は、酈道元の死んだ年で、『水經注』が成ったのは、それ以前に相違ない。しからば五二

七年以前で、いつごろ成ったと考えられるであらうか。

L. Arousseau は、その卒年から推して、その成ったのを *«début du VI^e siècle»* (BEFEO, Hanoi, 1923, t. XXIII, pp. 144, 219) のごとく、六世紀初葉と見なしているが、さらに精しくかれの傳を検討して、六世紀初葉をもっと限定したものに、丁山の「酈學考序目」（『國立中央研究所歷史語言研究所集刊』上海、一九三三、第三本三分）、森鹿三博士「酈道元略傳」（『東洋史研究』京都、一九四一、六卷二號、頁五六—五七）および小尾郊一博士「中國文學に現われた自然と自然觀」（東京、一九六二、頁四五九—四六〇）などがある。それらによると、多少の精粗異同がないわけでないが、史料が限定されているので、大差のあらうはずはない。

すなわち酈道元は、延昌四（五一五）年、東荊州刺史に任ぜられて、間もなく免ぜられてから（『北史』本傳、『水經注』卷二九、比水注）、正光五（五二四）年河南尹に任ぜられるまで（『周書』趙肅傳）、約十年ほどの間に、『水經注』を著わしたものと思われる。というのは、『水經注』序に、「竊以^レ多^レ暇。空傾^二三歲日^一。輒注^二水經^一。布^二廣前文^一」

とあるのが、そのときのことと推定されるからである。この約十年間を、さらに縮めるような史料はないといつてよい。

かようなわけで、今日もつとも信頼しうる限り、『水經注』の成つたのは、後魏の延昌四（五一五）年から正光五（五二四）年までの約十年間に求むべきである。そこでもしその概数を擧げるなら、その中間に近い五二〇年を取つて、その前後ごろ成つた、といつてよいかもしれない。しかるときは、平川氏の擧げられた元嘉二十三（四四六）年は、五二〇年前後からは、七十四年前後、以前のこととなつて、そのころ鄭道元が、生存していたとは考えられない。けれど丁山によると、鄭道元の生れたのは、後魏の獻文帝の皇興元（四六七）年と推定されているので、もしこれが事實に近いとすれば、五二七年にかれが殺されたときは、六十一歳にすぎないことになるからである。

かくて『水經注』の成つたのを、五二〇年前後と考えると、それは北朝の魏の孝明帝の正光元年前後であり、南朝では、梁の武帝の普通元年前後に當る。それゆえ鄭道元は、北朝の最初の後魏の人であり、その著なる『水經注』は、

後魏の時代に成つたものであるが、その年代は、南朝の最初なる宋の時代ではなく、齊を経て、梁の時代になつてから、間もないときのこととなる。

さればこの『水經注』に引かれている、郭義恭の『廣志』は、『水經注』の成つた五二〇年前後の梁初より以前に著わされたものに相違ない。それゆえ『廣志』を引いている書のうちで、五二〇年前後ごろに成つた『水經注』が、もっとも古いものと見なさる限り、『廣志』の撰著年代の下限は、五二〇年前後ごろの梁初であると見なしてよからう。

『玉函山房輯佚書』（卷七四）所收『廣志』の引用書目中では、『水經注』がもっとも古いが、清の沈家本の『古書目四種』第二編『世說注』所引書目のうちには、『廣志』を擧げて、それが汰侈篇に見えていることを示している。

そこで劉宋の劉義慶の『世說』の汰侈篇を検すると、本文の「珊瑚」に對して、梁の劉孝標は、「廣志曰。珊瑚大者、可爲車軸」と注している。

『玉函山房輯佚書』の『廣志』には、『世說注』からは引いていないが、北宋の李昉らの『太平御覽』（卷八〇七）から引いて、「廣志曰。珊瑚其長者爲御車柱。出西海底」

と載せている。これを劉孝標の注に比べてみると、いずれも『廣志』から引いており、その内容は、ともに「珊瑚」のことで、(a)前者の「珊瑚大者」が、後者では「珊瑚其長者」に作られており、(b)前者の「可爲車軸」が、後者では「爲御車柱」と見え、(c)前者にない「出西海底」が、後者には載っている。

『太平御覽』に引く『廣志』の(c)「出西海底」が、『世説注』に引く『廣志』に見えないのは、『世説注』では、『廣志』の前に、吳の萬震の『南州異物志』を引いて、「珊瑚生於石上」云云とて、詳細なる記事があるので、「出西海底」というのを省略し、『南州異物志』に見えない記事のみを記したものと見るができる。前記(a)と(b)とは、ともに同一のことを、同じ『廣志』から引きながら、書寫のさい、異同が生じたものであろう。大體からいえば、『世説注』の方が、『南州異物志』にない記事だけを、できるだけ省略して載せたものであるように、『太平御覽』の方は、北齊の武平三(五七二)年に成った、祖孝徵らの『修文殿御覽』のごときものから、『廣志』の記事

を、それほど省略せずに載せたために、かかる差異を生じたものにすぎない、と考えることができる。

はたしてしからば、『廣志』が、すでに『世説注』に引かれている以上、その注の書かれた梁以前、少くとも梁の早期に、『廣志』の存在していたことを知ることができ、さきに『水經注』によって、『廣志』の成った下限を梁初と見なしたことが、これによっても、裏書きされることになろう。

以上、『廣志』の撰者と、その撰著年代について、叙述、すこぶる繁瑣にわたったが、要するに『廣志』の撰者が、郭義恭であることには、疑いがないにせよ、かれが何朝の人であったか、したがってかれの『廣志』が、いつ成ったかが、問題の存するところである。

今日通説では、郭義恭は晉の人であり、したがって『廣志』は、晉代に成ったように考えられているが、『廣志』のうちに、晉代以後に成った、劉宋の徐廣の『史記音義』を引用しているところから、とうてい通説に従うことができず、晉代よりも時代を下げて、*terminus post quem*は、『史記音義』の成った、四二〇年代と見なければなるま

い。

一方、郭義恭の『廣志』は、五二〇年前後に成った後魏の酈道元の『水經注』、および大體同時代である、梁の劉孝標の『世說注』に引かれているので、その *terminus ante quem* は、五二〇年前後といわなければならない。

かくて『廣志』の撰著年代を、Pelliot のごとく、唐以前というのを、四二〇年代と、五二〇年前後との約百年の間に成ったものと、限定することができたが、さらにこれ以上、年代を縮めるための史料は、今日までのところ、いまだ見つかるに至っていない。そこで『廣志』の成ったのは、南朝では宋・齊・梁の間であり、北朝では後魏の時代に當る。

さればその撰者たる郭義恭は、これらのうち、いずれの朝の人であったか、その明言はできず、したがって『廣志』の成ったのが、これらのうち、どの王朝の下であったか、確言するわけに行かないけれど、それが從來考えられていたとき晉代でなく、南北朝時代を出でなかったことは、如上によって論證されたと思われる。はたしてしからば、この『廣志』に、些少にもせよ、剽國について記述してい

るものがあるのは、これまで南北朝時代には、林陽國に關するものを除き、この『廣志』をほかにしては、いまだまったく見出されないだけに、これは貴重な史料の片鱗といふべきでなからうか。

五 『廣志』の傳える剽國の意義

郭義恭の『廣志』は、これまで晉の時代に成ったものと考えられて來たが、實は南北朝時代のものであることが明らかになったが、それによって、この時代に、「剽國」の存在することが知られたことは、これを前にしては魏晉時代の「驃國」と、これを後にしては唐代の「驃國」との、これら兩者を結びつけるものであり、さらにそれは、後漢時代の「僂國」にまで遡りうることになるであらう。これによって、後漢時代より唐に至るまで、*Psin* 國の存在したことを證するものといふことができよう。

ただそれが、中國の文獻によって傳えられているので、あるときは精しく、あるときは粗であったりするのは、その時代時代における、中國人のこの國に對する關心の、如何によるものといつてよからう。すなわち唐代の正史に、

この國についての記録がもっとも詳らかであるのは、唐と驃國との關係が、もっとも多かったためであり、その他の時代に、中國の正史に傳えられていないのは、正史に記録さるべきような、中國との公式關係が、存在しなかったからであらう。

また、たとい中國とこの國との間に、國家としての公式なる關係がなかったにしても、これまで述べて来たごとく、正史以外の中國文獻に、多かれ少なかれ、この國について記載されたものがないではなかった。晉の常璩の『華陽國志』によって、後漢時代に、「驃國」の存在を知りえたのは、この時代、はじめて永昌郡が置かれた、その域内に、「僂越」の民がいたことを介してであった。

また魏の無名氏の『西南異方志』に、「驃國」の傳聞を記しているのは、三國鼎立の形勢を反映して、西南異方に關しても、魏人に關心があったためと解せられ、晉の魏宏の『南中八郡志』に、このことを引用しているのは、南中なる雲南が、「驃國」に接近しているところから、それを知る必要があったためと思われる。

ここに問題の南北朝時代の郭義恭の『廣志』に、「剽國」

の產物が注意されているのは、この時代になると、ただそれうしたものに關心がもたれていたからにはほかあるまい。すなわちこの國の「桐華布」または「檀華布」が注意されたのは、この國に隣った中國の永昌地方にも、それが産したためであらうし、「雞舌香」「艾納香」「兜納香」などの焚香類に關心がもたれたのは、佛教とともに傳來したと考えられる香類の使用が、佛教の隆盛になったこの時代、いっそうその需要を増したためではなからうか、と思われる。こうした『廣志』のわずかな記載も、他にこの國についての記録のないとき、これによって、それらの產物を介し、當時「剽國」の存在したことを知ることができ、かくて唐代に至り、突如として「驃國」の出現したものでなく、これまでの後漢・三國・兩晉より、いままた南北朝の時代にも、零細なる史料ながらに、ひとしくPyu國の存在したことを證するものとして、『廣志』の驃國關係史料は、その稀少價値の認めらるべきものであらう。

(1964—8—22)